

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第3号

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則（昭和49年豊橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

豊橋市視聴覚教育センター使用承認申請書					
					年 月 日
豊橋市教育委員会 様					
申請者 住所 氏 名					
次のとおり使用したいので申請します。					
使用目的					
使用日時					
使用区分	区 分		区 分		区 分
	<input type="checkbox"/>	第一研修室 (講堂)	<input type="checkbox"/>	実験室(3)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	第二研修室	<input type="checkbox"/>	実験室(4)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	第三研修室	<input type="checkbox"/>	準備室(1)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	プラネタリウム	<input type="checkbox"/>	準備室(2)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	実験室(1)	<input type="checkbox"/>	教育工学室	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	実験室(2)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
利用人員					
摘 要					

備考 使用区分の該当欄に○印を付けること。

様式第2号（第5条関係）

豊橋市視聴覚教育センター使用承認書					
様				承認第 年 月 日	号 日
豊橋市教育委員会					
年 月 日使用承認申請については、次のとおり承認します。					
使用目的					
使用日時					
使用区分	区 分		区 分		区 分
	第一研修室 (講堂)		実験室(3)		
	第二研修室		実験室(4)		
	第三研修室		準備室(1)		
	プラネタリウム		準備室(2)		
	実験室(1)		教育工学室		
	実験室(2)				
利用人員					
摘要					

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

<p>豊橋市視聴覚教育センター使用料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p>住 所 申請者 氏 名 電 話 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)</p> <p>次の事由のため、使用料を 減額 免除 してください。</p>	
使 用 目 的	
減免を受けようとする事由及びその額	
使 用 日 時	
使 用 区 分	
利 用 人 員	人
備 考	

様式第 5 号 (第10条関係)

豊橋市視聴覚教育センター使用取消願			
年 月 日			
豊橋市教育委員会 様			
住 所			
申請者 氏 名			
電 話			
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
次の事由のため、使用承認を取り消してください。			
取消しを受けようとする理由			
使 用 日 時			
使 用 区 分			
使用承認年月日	年 月 日	承 認 番 号	第 号
備 考			

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

